

中東諸国の法律・司法制度

—歴史的パースペクティブから—

(6. イラン)

インテグラル法律事務所

弁護士 田 中 民 之

VI. イラン

第2回から第5回までアラブの国が続いたので、今回は、トルコ、イスラエルと並ぶ中東の非アラブの国であるイランを取上げてみることにする。

イランは面積が約165万平方キロ（日本の約4.4倍）、人口が約7,500万人という、中東の大国の一つである。紀元前6世紀にまで遡るその長い歴史の中では、アラブ、モンゴル、トルコ等の異民族の支配を受けた時期もあるけれども、全体を通じてみると、ペルシャ語を母語とする人々を中心に、中東の主要国の地位を維持してきた国である。現在でも1979年のホメイニを指導者とするイスラム革命以来、中東の焦点の一つであり続けている。以下では、イランの国家統治の仕組みがイスラム革命後何処まで変わったのかという点を中心にイランの現状を取りまとめてみる。合わせて、イランの核開発を巡る姿勢に対する懸念から、アメリカを中心とする国際社会が執っている経済制裁にも触れることとする。

(1) 略 史

先ずイランの現状を考える上で最小限必要と思われる20世紀初頭以来の歴史的事実を列挙しておこう。20世紀初頭のイランは18世紀末にカスピ海東岸地方で興ったガージャール朝の支配下にあったが、北はロシア、東は英国（インドやペルシャ湾を径由して）、そして西はオスマントルコからの

圧力を受け続けていた。ロシアと英国はイランの国土を勝手に自国の勢力範囲に分割していた（1907年、英露協商）が、そんな中で英露を一方の中心とし、オスマントルコとドイツを他方の中心とする第一次世界大戦が勃発する。イランは開戦と同時に中立を宣言したけれども国土は戦場と化し、しかも大戦終結後のパリ講和会議には出席を認められないという散々な目にあう。そして戦後待ち受けていたのは、英国によるイランの事実上の保護国化であった（1919年、英イ協定）。

このような状況下で表舞台に登場したのがイラン・コサック軍の将校であったレザー・ハーンである。彼は1921年のクーデター後次第にその地位と権力を強化し、1923年には首相になり、更に1925年にはガージャール朝を廃絶して自らのパフラヴィー朝を開くと共に、「脱宗教」の性格の強い国内制度の改革に乗り出すが、それは同時に彼の独裁化への道を開くものでもあった。そんな中で第二次世界大戦が勃発する。このときもイランは中立を宣言するが独ソ戦の長期化はそれを許さず、イランは連合軍の対ソ物資輸送の重要ルートとして英ソ両軍の占領下に置かれ、指導力を失ったレザー・ハーンは王位を息子のモハンマド・レザーに譲らされるに至る（1941年）。

このように世界の列強間の争いに振り回されたイランであったが、第二次世界大戦の終結後は、モサデグ首相の下での石油国有化とその後の混乱（1951～54年）があったものの、東西冷戦下の中で

西側陣営に付くことを明確にした結果、米国の強力な経済的軍事的支援を受け、石油収入の増大もあって、近代化への道（国王による「白色革命」などと呼ばれた）を進むかに見えた。しかしそれは独裁化した国王による一方的な変革に過ぎなかったことが、1979年のイスラーム革命により暴露されることになる。

(2) 国家統治に関する基本法（憲法）

イスラーム法学の理論によれば、ダール・ル・イスラーム（イスラームの家。シャリーアが適用されるべき領域）における統治者の最大の任務はシャリーアの正しい執行を確保することであり、それができない者は統治者として失格である。そしてそのような統治者を退けることは、ムスリムの権利であるだけでなく義務でもある。1979年のイラン革命は、この理論に基づいて、ホメイニ以下のイスラーム法学者達がリーダーとなってパーレビー王制を覆し、日本では一般に「イスラーム法学者の統治」と訳されている独自の統治体制（ヴェラーヤテ・ファギーフ）を樹立したものである。従ってそれを「イスラーム革命」と呼ぶのは正当であろうが、その体制は、制定法に基づく統治という従来の仕組みを頭から否定して、シャリーアを前面に押し出している訳ではない。

そのことは、革命後の憲法制定の経過をサウジアラビアにおける憲法制定過程と比較しても判るように思われる。すなわち、本稿の第3回で述べたように、サウジアラビアでは「法律を作る」という行為に対するイスラーム法学者の抵抗感が強いために、憲法に相当する法律（統治基本法）を制定することになかなか踏み切れなかったのであるが、イランでは、革命早々の1979年10月には早くも成文憲法を制定し、しかもその憲法の中で、法律の制定を最大の任務とする議会を設置する旨を定めているのである。

この1979年憲法（その後1989年に一部改正されている）は、その目的とするヴェラーヤテ・ファ

筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務（この間、中東諸国においても、研修及び勤務）。1978年3月弁護士登録（インテグラル法律事務所）。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

ギーフについて、それに至る歴史やその理念と仕組みを説明した長い前文を持っているのが特徴的である。以下では本文の規定を整理して説明する。

① シャリーアの国法上の地位

シャリーアと憲法以下の制定法との関係については、憲法第4条が「憲法をはじめとするすべての法律はシャリーアに基づかなければならず、シャリーアとの適合性の判断は監督者評議会の委員であるイスラーム法学者が行う」との趣旨を定めている。この規定は、シャリーア適合性の最終判断の権限を裁判所ではなく監督者評議会（この機関については次項で説明する）に与えている点ではイラン革命の独自性を如実に示しているが、シャリーアが国の最高法規であること（すなわち、シャリーアが憲法を含むすべての制定法の上に立つこと）を明らかにするに止まっており、シャリーアが裁判規範として直接に適用されることを定めてはいない。従って個々の具体的な法適用の場面では、制定法や慣行があればその制定法や慣行が適用されることになるのである。その点ではこの規定は、第2回目の本稿で述べたエジプト憲法の規定と同趣旨のものであると言える。そして少なくとも民事取引の分野では、革命前から存在するものも含めて、多くの制定法や慣行が存在するのであるから、シャリーアが現実に適用される場面は殆どないと考えて良いと思われる。

「イスラーム革命」という言葉には「シャリーアの直接適用」という響きがあり、中東のイスラーム主義政党の中にはその趣旨の綱領を持っているものもあるけれども、イランの場合には（そして特に民事取引の分野に限って言えば）それは該当

しない。ただし、ある制定法や慣行の全部または一部が、(エジプトの場合のように、裁判の審理の過程において裁判所によって判断されるのではなく) 監督者評議会によってシャリーアに反するとの理由で無効と(突如として)判断されることもあり得るから、その点の注意は必要である。

② 国の統治機構

革命後のイランは議会と大統領と裁判所という三権分立制度をとる共和国であるが、「ヴェラーヤテ・ファギーフ」理論に基づいているために、立法・行政・司法をクロスオーバーする独自の機関も設置されており、その仕組みはかなり複雑である。以下では憲法で規定されている統治機関を簡単にまとめて説明してみる。

まず国の統治の基本方針を定め、その実行を監督する「最高指導者」がいる。初代の最高指導者はホメイニであると憲法で定められていたが、彼の死後は後述する「専門家会議」が、「公正かつ敬虔で、有能かつ指導力を有する」といった資質を有するイスラーム法学者の中から選出するものとされており、現在は2代目のハメネイが就任している。最高指導者は監督者評議会の中のイスラーム法学者6名の任免権を持つ。また彼はイラン国軍の最高司令官である他に、大統領候補者の資格が適正か否かを判断する権限を持つ。最高指導者は終身制であるが、その資質を欠くに至ったときは専門家会議により解任される。

行政権の長は任期4年(再選可能)で国民の直接選挙により選ばれる「大統領」である。大統領はイスラーム法学者である必要はないが、その資質の一つとして「宗教的敬虔さ」が求められており、大統領選挙の候補者となるためには監督者評議会の審査をパスする必要があるとされている。大統領は閣僚を任命し、国民議会の信任を得た上で、閣僚会議(内閣)の長として行政権を行使する。現大統領のアハマディネジャドは2期目であるから、その任期満了(今年の8月)によって交

代することになる。

立法機関は一院制の「国民議会」である。議員の定数は270名(10年毎に20名以内の増員が憲法で認められており、現在は290名)であるが、宗教上の少数派(ゾロアスター教徒、ユダヤ教徒、および、キリスト教徒)のための割当数が憲法に規定されている。国民議会は法律の制定、条約の批准、予算の承認、国政の調査の他、閣僚の信任、不信任を決議する権限を有する。国民議会が制定したすべての法律はそのシャリーアと憲法への適合性につき監督者評議会の審査を受ける。不適合であると判断したときは、監督者評議会は国民議会にその法律を差戻す。国民議会が差戻された法律を修正し、監督者評議会がその修正により適合性が得られたと判断すれば、修正されたものが法律となるが、それ以外の場合(国民議会と監督者評議会の意見の対立が解消されない場合)には、事態は「公益判別会議」(この機関についても後述する)の裁定に委ねられることになる。

司法機関としての裁判所については後述するので、ここでは憲法が定めている「司法権の長」について述べておく。これは最高指導者が選任する司法全般の最高責任者で、最高裁判所長官や検事総長の指名権や裁判官の任免権を持つとされている。任期は5年である。この司法権の長という機関は、最高指導者により選任され、裁判官の任免権を持つところをみても、ヴェラーヤテ・ファギーフ理論に基づく重要なポストなのであろうが、憲法は同時に、司法権の長は大統領に法務大臣の候補者を提案することができ、大統領が法務大臣を任命したときは、司法権の長は法務大臣に司法行政上の権限(裁判官の任免権を除く)を授権することができることと定めており、現実に法務大臣が選任されているので、司法権の長の統治上の権能は、実務上はそれほど大きくないのではないかと思われる。

その他の憲法上の機関の内、先ず「監督者評議会」は、最高指導者が選任する6名のイスラーム

法学者と司法権の長の指名に基づき国民議会が選任する6名の法学者（任期は何れも6年）から成る機関である。監督者評議会の権限は大別すると、大統領や国民議会の議員や専門家会議のメンバーの選挙の適確性の判断と法律の適確性の審査であるが、対象事項の内容により、イスラーム法学者が審査するもの（例えば法律のシャリーア適確性）と全メンバーで審査するもの（例えば法律の合憲性）に分けられている。

「専門家会議」は、憲法は最高指導者を選任する機関と定めているだけで、その構成等は法律に委ねられている。現行法によれば、全国を36の選挙区に分けて国民の普通選挙で選ばれる86人のイスラーム法学者から構成される合議体である。

「公益判別会議」は1989年の憲法改正により作られた機関で、立法、行政、司法の各機関や宗教界のリーダーの中から最高指導者が選任するメンバーにより構成される。既に述べた国民議会と監督者評議会との意見の不一致（デッドロック状態）やその他の国家体制の緊急事態に際して、最高指導者へ適切な助言をすることを目的とする機関である。

(3) 商取引に関連する法律（民商法、会社法など）

① 民法および商法・会社法

憲法に関する上記の概略説明でもお判りいただけると思うが、1979年のイスラーム革命は、少なくとも民事取引の分野に限って言えば、従来の制度を大きく変えてはいない。これは、イスラーム社会の基礎が私有財産制と私的自治に置かれていることを思えば当然かもしれないが、「ホメイニ革命」の輸出に恐怖を抱いた近隣のアラブ諸国や欧米を含む多くの国の認識と食い違っているのではなかろうか。しかしそのことは、民事取引の基礎法である民法でも確認できる事実である。その点を表面的ではあるが確認しておきたい。

イランは第一次世界大戦後のレザー・ハーンの時代に、全部で1335条から成る民法を制定してい

る。この民法は、本稿で既に何度か述べたオスマントルコの「マジヤッラ」に触発されて、イランのムスリムの多数派であるシーア派の中の12イマーム派の法学者（法学派でいうと、スンニー派の4大法学派と並ぶシーア派の最大法学派であるジャアファリー派の法学者）の意見を取り入れて、1928年から1935年にかけて作られたものであるが、ヨーロッパ大陸法系の民法に倣って、物権編、債権編、親族・相続編の三部構成となっている他、内容的にも「契約の拘束力」を冒頭の前文の中で明示的に規定している（第10条）こと等にも見られるように、大陸法の考え方を取り入れたものである。

本稿の主たる関心事である民事取引に関する部分は、この民法の最初の2編（「物」に関して規定した第1編と「物の所有」に関して規定した第2編。極めて大雑把に言えば、第1編は物権編、第2編は債権編に近いと言えよう）の約1000条である（その他、親族・相続編の中にも人の行為能力など取引に関連する規定がある）が、ここで指摘しておきたいのは、それらの諸規定の中でイスラーム革命後に改正されたのは、第2編にある「消費貸借契約」に関する規定の中の第653条（利息を認めた規定で、全文削除された）のみであり、その他の規定は革命後もそのまま有効に存続しているという事実である。

イランの商法は前述の民法と同時期の1932年に制定されたもので、商行為とその主体である商人に関する規定の他、会社、流通証券、商事契約、破産等について規定している。この商法はその後何度かの部分的改正を経て現在に至っているが、何分にも古い法律であるので、全面改正の必要がイスラーム革命前から指摘されており、改正のための草案はできているとの報道もある。その改正の方向は、イランのWTO加盟をも念頭に置いて、現在の国際取引に対応できる会社や商取引の規則を盛り込もうとするものである。

このように民商法の分野ではイスラーム革命後

も大きな変化が認められないのは、一つには、革命前に制定されたイランの民商法がシャリーアの要素をある程度まで取り入れていたからであるが、より根本的には、民事取引上の法規範は取引行為の基礎となる「合理的判断」をベースとするもので、文化や宗教を超えた人類共通の基準たる性質を持つからではないだろうか。そのことは、租税や知的財産権の分野でも確認できるように思われるので、これらについても以下で簡単に触れておく。

② 租税制度・知的財産権制度

先ず租税制度であるが、イスラーム革命以降もイランの税金は直接税と間接税から成っており、シャリーアに基づいて国がザカートを徴収して、貧者に配分するといったことにはなっていない。イスラーム革命以降は税金の主流が個人や法人の所得に課せられる直接税に変わったという指摘も見られるが、付加価値税（VAT）が2009年に（従来の売上税に代わって）導入されていることもあり、その変化はあるとしても限定的なものであろう。

特許権、商標権、著作権等の知的財産権についても、電子コマース関連ないしはコンピュータ・ソフト関連の法律が新たに制定されただけで、イスラーム革命前からの制定法（1931年の商標・特許法）がそのまま適用されている。ただし、そのような手当だけではこの分野での世界の動きに対応できないので、2008年に5年間の暫定法として「発明、意匠および商標の登録に関する法律」が制定されているが、いずれにせよ、この分野においてもイランがイスラーム革命以降大きく方向を転換したということはない。

なお、イランは、工業所有権の保護に関するパリ条約を始めとする知的財産権の保護に関連する国際条約の主要なものには従来通り加盟している。従って、国内法の未整備の部分を国際条約で補っているという面が少なからずある。それもあ

ってか前述した2008年の暫定法でも、「この法律の規定とイランが加入している知的財産に関する国際条約の規定との間に衝突がある時は、国際条約の規定が優先する」との趣旨が定められている。

(4) 紛争解決のための法制度

① 裁判制度

イスラーム革命後のイランの裁判制度はかなり独特なものであるが、これを整理してみると、その仕組み自体はそれほど複雑なものではないと言えよう。

先ず憲法上の規定を確認しておこう。イラン憲法は前述したようにヴェラーヤテ・ファギーフについての長い前文を持っているが、その中で司法について次のように述べている。

「司法府は、イスラームの教えに従って人々の権利を守り、国の進む方向を正すための枢要な機関である。従って、イスラーム法を熟知した公正な裁判官による、イスラームの正義に基づく司法制度を設立するための規定をここに定めた。司法判断は本質的に外部からの影響を受けやすいが、同時に、理論的整合性を維持する必要性が大きいものであるから、司法制度は一切の不健康な関係から自由でなければならない。これはコーランの教え（「またあなた方が人の間を裁く時は、公正に裁くことを命じられる。」婦人章58節）の要請に従うものである。」

そして憲法の本文には、司法権の独立、最高指導者による司法権の長の任命、法律による裁判所の設置、法務大臣の権限、最高裁判所とその長の権限、裁判の公開の原則、裁判官は制定法の定めに従って判断し、それがないときには権威あるシャリーアの解釈またはファトワに従うべきこと、遡及処罰の禁止、軍事裁判所や行政裁判所の設置等の規定が置かれている。

このような憲法の規定に従って設置されている

裁判所を、一般の事件を扱う裁判所（一般裁判所）とそれ以外の裁判所（特別裁判所）に分けて、簡単に整理してみる。

一般裁判所は、第一審、控訴審、上告審から成る三審制である。第一審裁判所は民事事件を扱う裁判所と刑事事件を扱う裁判所に分かれており、更にその夫々が、争いの額や犯罪の程度により簡易な事件に属するとされる事件を取り扱う裁判所と、それ以外の事件を取り扱う裁判所とに分かれている。また一般民事事件を担当する裁判所には、離婚や子供の養育等を扱う家事事件の専門部が置かれている。この他に、一般の民事紛争については、裁判所とは別に、和解や調停で紛争を処理する機関（英文では一般に“Dispute Resolution Council”と訳されている）が置かれている。

第一審裁判所の判決に不服があるときは、控訴裁判所に控訴することができる。最上位に位置する裁判所は最高裁判所である。

特別裁判所としては、先ず革命裁判所がある。この裁判所は国の安全を脅かす犯罪やイスラーム共和国の転覆を謀る犯罪等の事件を管轄するが、麻薬の密輸の他、賄賂、賭博、高利貸しなどの行為もこの裁判所の管轄事項とされている。次に宗教者裁判所がある。これは、俗に「聖職者（“clergy”）」と呼ばれている宗教関係者の法律違反行為（犯罪等）を管轄する裁判所で、その判決を覆せるのは最高指導者のみであるとされている。その他には行政・軍事の事件を管轄する行政裁判所と軍事裁判所がある。

以上の通りイランの裁判所制度は、憲法前文や本文を読むと極めて宗教色が強いもののように感じられるが、一部で誤解されているような宗教裁判所ではなく普通の裁判所であり、また上述したとおり第一次的適用法規はシャリーアではなく制定法であるから、少なくとも一般的な民事紛争に関しては、宗教色が強いと考えて慌てる必要はないと言える。

② 仲裁制度

仲裁による紛争の解決についてもイランが近隣の中東諸国と特に変わった制度を持っているということはない。仲裁一般については1939年に制定され、革命後も有効に存続している民事手続法が定めているが、国際仲裁については、革命後の1997年にUNCITRAL（国連国際商取引法委員会）のモデル法に倣った国際商事仲裁法が制定されているので、当事者が別段の合意をしていなければ、この法律が適用されることになる。

主な仲裁機関としては、Arbitration Centre of the Iran Chamber（ACIC）と Tehran Regional Arbitration Centre（TRAC）がある。ACICは2002年にイランの国内法に基づいて設立された、イラン商工会議所の付設仲裁機関で、国内・国際双方の仲裁を取扱う。TRACはイラン政府とアジア・アフリカ法律諮問機関（AALCO）との協定に基づき2004年に設立された機関で、原則として国際的仲裁事件を取扱う。

なお、国際仲裁に関する重要な条約の一つであるニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約）については、イランは2002年にこれに加盟している。

(5) 対イラン経済制裁

以上概観したように、イランは、少なくとも民事の商取引に関しては、イスラーム革命後も大きな法律制度上の変化はないと見られるが、ウラン濃縮活動等をめぐるイランの核政策の不透明性が米国やEUを始めとする多くの国の疑惑を招いて、対イラン経済制裁措置が次第に強化されてきており、そのことが民間商取引の大きな阻害要因になってきているので、その状況をごく簡単に取りまとめてみることにする。

① 米国の制裁措置

イランと米国の確執はイスラーム革命以来のものであるが、経済制裁は1996年の「イラン・リビ

ア制裁法」によって本格化し、オバマ政権下でも毎年のように更新される法律や大統領令によって強化されてきている。米国の制裁は、そもそもはイランのウラン濃縮活動や核関連兵器の開発の抑止が目的で、対象もイランと米国の国民や企業に限られていたのであるが、イランの経済の基礎である原油や石油製品の禁輸（日本は適用除外されている）やその開発に関連する事業にまでその対象が広がり、また関連する金融取引についても、その規制対象が米国に支店を持つ外国金融機関にまで広がってきたために、最近では日本を含む外国の一般企業にも重大な影響が及ぶようになってきている。

② 国連決議

国連ではこれまでに安全保障理事会が4つの決議を採択している。その大筋は、ウラン濃縮その他の核開発技術や大量破壊兵器のイランへの輸出の禁止とそれに関係する特定の個人や企業等のボイコットである。決議の前文では「イランのエネルギー部門に由来する収入とイランの核拡散上機微な核活動の資金との間の潜在的な関連」への留意も要請されている。対イラン制裁に従来から消極的であるロシアや中国だけでなく、イランの石油に対する依存度が高いアジアの国（インドや韓国など）や近隣のトルコなどは対イラン制裁措置の強化を疑問視しているので、国連がこれ以上踏み込むとは現状では考え難い。

③ EUの制裁措置

EU理事会はこれまでも国連決議を受けて対イラン制裁を決議してきているが、現行の制裁措置は国連決議の枠を超えて、イランからの原油や天然ガスの輸入やそのための金融取引の禁止にまで及んでいる。この措置は、イランへのエネルギー依存度が比較的低いEU諸国に対してはともかく、

イラン経済へは相当大きい打撃であろうと思われる。

④ 日本の対応

日本では国連安保理決議を受けて、外国為替および外国貿易法に基づく措置を経済産業省が中心となって実施している。措置の主体は、核燃料物質や大型通常兵器（銃砲、ロケット、ミサイル、軍用車両、軍用船舶、軍用航空機など）の供給、販売、提供等と、そのための技術や資金の提供・供給・移転の禁止、関係者・関係団体の資産の凍結等である。

イラン革命直後は中東諸国の内外で、「ホメイニ革命」が近隣のイスラーム諸国に輸出されるのではないかとの危惧の念が広がったが、それはこれまでのところ杞憂に終わっている。革命直後のイラン・イラク戦争やそれに続く湾岸戦争とフセイン討伐戦争後も、更にはいわゆる「アラブの春」の後でも、「イスラーム法学者による統治」の制度を取り入れた国は、中東には現れていない。イラン自体でも、上述したように、商取引の分野では民法をはじめとするイスラーム革命前に制定された法律の多くが革命後も効力を維持しており、イラン国立銀行は革命後も金利操作を中心とする金融政策を維持している。

イランについては（そしてイスラーム諸国と呼ばれるその他の諸国についても）、世の中の関心は、欧米の文化や文明（キリスト教と資本主義に代表される）との対決姿勢や、女性に対するヒジャーブ着用義務付けに代表されるような人目を引きやすい話題が強調されがちであるが、「イスラーム革命」の本質は、恐らくは、より柔軟かつ現実的なものであって、そのような皮相的な観察だけでは見届け得ないのではないだろうか。

（以下次号）